平成２４年（フ）第１２２７号
大阪市西淀川区佃１丁目３番９号　セトル佃705号室
債務者　筒井　章夫
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２３２号
大阪府枚方市茄子作１丁目９番14号
債務者　リンクこと　小山　利枝
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２５１号
大阪府箕面市粟生間谷西２丁目６番15―704号
債務者　アクロネットこと　青山　和幸
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４９６号
大阪市阿倍野区王子町４丁目３番11号　サンハイム王子302号
債務者　花岡　輝子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５７６号
大阪市住之江区新北島７丁目２番27―903号、前住所大阪市西成区鶴見橋２丁目12番35号
債務者　竹田　真也
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５７７号
大阪市住之江区新北島７丁目２番27―903号、前住所大阪市西成区鶴見橋２丁目12番35号
債務者　竹田　春美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７６６号
大阪市北区天神橋２丁目２番14―1203号
債務者　浦本　順子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８１９号
大阪府吹田市青山台１―３千里青山台団地Ｃ―107号、住民票上の住所大阪府箕面市西宿２丁目12番12―Ａ903号
債務者　長谷川　寛
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８２７号
大阪府摂津市千里丘東５丁目18番40―203号、前住所京都市伏見区淀木津町254番地ディオ・フェルティ淀リヴィエール801号
債務者　伊藤　　誠
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８４２号
大阪市東成区大今里南３丁目15番14―407号
債務者　井出　京子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８９９号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目５番103―207号
債務者　石島　浩美
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９２３号
大阪市北区中津１丁目13番17―602号
債務者　篠﨑　　彰
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９３８号
大阪市西区南堀江３丁目７番19号
債務者　合田　章二
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９５１号
大阪市鶴見区今津中３丁目５番１―405号
債務者　水野　洋子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９７７号
大阪府寝屋川市美井元町10番25号
債務者　上條　　洋
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０１８号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目23番２号　甲南メゾンベール202号
債務者　松村　健司（旧姓山岡）
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０１９号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目23番２号　甲南メゾンベール202号
債務者　松村　洋子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部